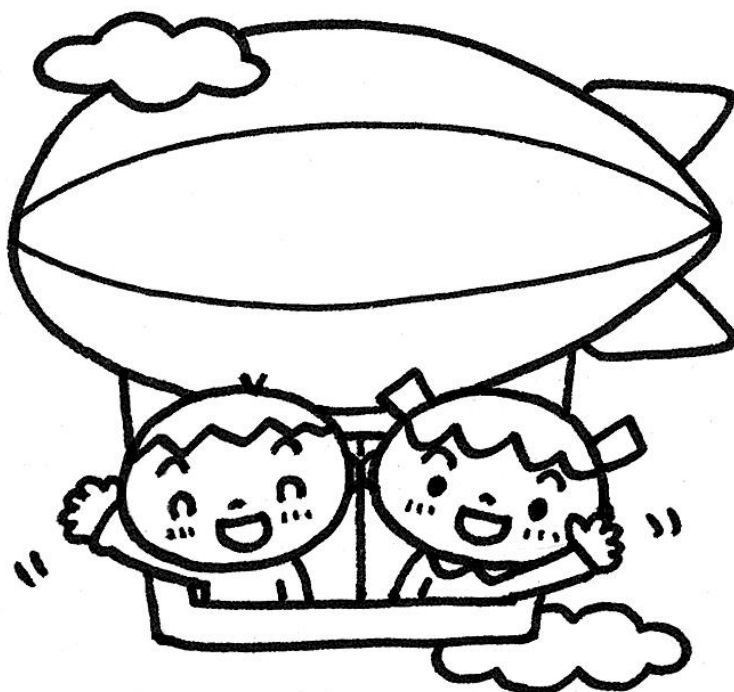


認可外保育施設をご利用の方へ

補助制度のご案内

(令和7年10月1日発行版)



【受付窓口・問い合わせ先】

日野市子ども部保育課

住所 日野市神明 1-13-2 子ども包括支援センターみらいく 1階

電話 042-514-8637

【郵送用住所（私書箱）】

〒191-8686 東京都日野市神明 1丁目 12番地の1

1 認可外保育施設とは

(1) 概要

- 「認可外保育施設」とは、都道府県が認可している認可保育所、認定こども園および市が認可している地域型保育事業（小規模保育事業等）以外の保育を行うことを目的とする施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む）の総称です。
- 概ね1日4時間以上・週5日・年間39週以上、施設で親と離れることを常態としている場合、認可外保育施設に含まれます。
- 申込みは、保護者と施設の直接契約です。利用を希望する施設に連絡し、空き状況や保育料等、利用可能かどうかを確認してください。

(2) 認可外保育施設の主な分類

分類	内容
東京都認証保育所	認可保育所に準じた基準（施設・設備、児童1人当たりの面積、職員配置等）により東京都の認証を受けた施設。市内には、2歳児までお預かりする施設と5歳児までお預かりする施設の2種類があります。
企業主導型保育事業	企業主導型の事業所内保育事業で、人員・設備等は認可保育施設並みの質を確保し、国の助成を受けている施設です。「従業員枠」と「地域枠」があります。従業員でない場合であっても、地域枠の利用が可能です。
事業所内・院内保育施設	民間企業の事業所、病院や診療所において、その従業員の児童を対象とする施設。
ベビーホテル	次のうち、どれか一つでも該当する施設 ○午後8時以降も保育を行っているもの ○児童の宿泊を伴う保育を行っているもの ○時間単位での児童の預かりを行っているもの
東京都家庭的保育事業（保育ママ）	家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	利用者の居宅などで、乳幼児を保育する事業（いわゆるベビーシッター）
その他の施設	上記の条件に該当しない施設で、幼稚園類似施設や幼児教育を特色とする施設
一時的な保育サービス	一時預かり事業、病児・病後児保育事業、保育援助等の一時的な保育サービス

2 保育料の補助制度

(1) 概要

- 認可外保育施設を利用する保護者を対象とした保育料の補助制度があります。
- ①幼児教育・保育の無償化による給付金（以下「施設等利用費」という。）と、②市による補助金（以下「保護者補助金」という。）から構成されています。具体的な補助内容は、ご利用の施設種別、お子さまのクラス年齢、世帯の課税状況などにより異なります。
- 認可保育施設とは異なり、保護者が施設に保育料を支払った後に、市に補助金を請求していただきます。

(2) 補助制度の種類

①幼児教育・保育の無償化による給付金＝施設等利用費

- 国の幼児教育・保育の無償化制度に伴い、0歳児～2歳児クラス（住民税非課税世帯のみ）および3歳児～5歳児クラスに在籍するお子さまを対象に支給するものです。
- この補助金を受けるためには、「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」を受ける必要があります。
- 補助金額は、認定期間に応じ、決定します（日割計算の場合あり）。

②市による補助金＝保護者補助金

- 市が、東京都の補助制度を活用して、独自に交付する補助金です。ただし、利用する施設・サービス、お子さまのクラス年齢、「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」の有無により、補助の有無や金額に差が生じます。
- 「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」を受けている場合は、保護者が納入した保育料から施設等利用費の給付額を除いた額を上限に、施設区分（5～9ページ）に応じた金額を補助します。

(3) 補助対象者

補助制度	対象となる条件
施設等利用費	次の①から⑤までのすべてに該当する方 ① 申請者および施設を利用する児童がともに、日野市に住民登録をしている。 ② 補助の対象となる施設を利用・在籍している。 →（4）補助の対象となる施設 参照 ③ 当該月の利用料を納入している。（滞納がない。） ④ 同月中に次の施設を利用していない。 認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）、定期利用保育事業 ⑤ 日野市から「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」を受けている0～2歳児クラスの住民税非課税世帯および3～5歳児クラスの世帯
保護者補助金	上記の①から④のすべてに該当する方

(4) 補助の対象となる施設

○原則として、次の2つの条件を満たしている認可外保育施設を利用している場合に補助の対象となります。

①都道府県等に認可外保育施設の開設に係る届出を行い、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設

②施設が所在する自治体から無償化対象施設として「確認」を受けている施設

東京都福祉局ホームページ
(認可外保育施設一覧)
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran>



日野市ホームページ
(無償化対象施設等について)
<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029009/1029119/1012605.html>



○「保護者補助金」における注意点

ご利用の施設・サービス、お子さまのクラス年齢や施設等利用給付認定の有無により、補助の対象とならない場合があります。具体的には、(9) 施設類型別の補助金額表をご確認ください。

なお、一時的な利用は、補助の対象外です。

○施設区分

施設区分	該当施設	ページ
A	東京都認証保育所、家庭的保育事業	5・6
B	企業主導型保育事業	7
C	院内・事業所内保育施設(従業員枠)	8
D	その他認可外保育施設(B、C、Eの施設に該当する場合を除く)	8
E	居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(「預かり」または「預かり及び送迎」)	9

○市内の主な補助対象施設

【認証保育所】

種別	名称	設置主体	所在	定員	開設年月日
B型	暁愛児園	個人	多摩平3-28-10	29	H13.10.1
	金子ベビーホーム	個人	多摩平6-16-9	18	H13.10.1
A型	まなびの森 保育園 日野ブチ・クレイシュ	(株)こどもの森	日野本町3-10-3	40	H15.12.1
	ピノキオ幼児舎 富士ライフ 豊田園	富士ライフケアネット(株)	多摩平1-14-97	120	H16.9.1
	さわらび保育園	(一社)さわらび会	日野本町4-27-5	40	H18.1.1
	京王キッズプラッツ高幡	(株)京王子育てサポート	高幡1009-4 2階	40	H20.4.1
	第二暁愛児園	(株)暁コーポレーション	栄町1-43-3 1F	40	H23.4.1
	第三暁愛児園	(株)暁コーポレーション	多摩平2-5-1 クレヴィア 豊田 多摩平の森 RESIDENCE 1階	40	H27.4.1
	第四暁愛児園	(株)暁コーポレーション	旭が丘3-1-3	40	H28.4.1

【認可外保育施設】

種別	名称	設置主体	所在	定員	開設年月日
ベビーホテル	訪問・在宅保育 Lotta Smile	個人	神明2-11-43	3	H30.7.1
	おうち保育ルーム Smile Mommy	個人	新井2-19-3	3	H31.4.18
	わいわいほーむ ひのみらい	(同) エヌエイド	平山6-21-7	5	R5.12.11
事業所内	西都ヤクルト販売(株)高幡保育室	西都ヤクルト販売(株)	三沢1-19-7 ケルセン202	10	H31.4.1
院内	Kids Garden 保育室	(医) 回心会 回心堂第二病院	万願寺5-1-11 ファミールみかど105	11	H21.1.23
	えいせいかい保育園	(医) 英世会	万願寺3-3-7	19	R1.9.1
企業主導型	多摩平たちから保育園	(株)宝の森	多摩平2-4-1 イオンモール多摩平の森	19	R1.5.25
	ぽかぽか保育園 豊田	(株)会議室コンシェルジュ	豊田3-32-30 フォルトゥーナ1階	19	R3.3.30
	ぽかぽか保育園 多摩平	(株)会議室コンシェルジュ	多摩平3-1-1 トゥモロープラザ104	12	H31.4.1
その他	野外保育「まめのめ」	(特非) 子どもへのまなざし	西平山4-18-12	40	H21.4.1

※居宅訪問型保育事業等その他の日野市内対象施設は、市ホームページでご確認ください。

※日野市外の施設については、都ホームページまたは各施設が所在する自治体にお問合せください。

(5) 補助制度利用の流れ

施設等利用費	利用施設が補助対象施設かどうかの確認 ↓ 施設等利用給付認定の申請・決定（→10 ページ） ※0～2 歳児（非課税世帯）および3～5 歳児は、「保育の必要性」がある場合に、「施設等利用給付認定」を受けることができます。 ↓ 請求（保護者→市） ※市から施設を通してご案内します（年3回）。 ↓ 給付（市→保護者）
保護者補助金	申請（保護者→市） ※利用施設を通してご案内します（年1回）。 ↓ 交付（市→保護者） 注意！ ①補助金の対象となる年度中に申請が必要です。 ②次のすべてに該当するお子さまは、利用施設から案内ができないことがありますので、直接、市にご相談ください。 ☒ 0～2 歳児 ☒ 施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）を受けていない ☒ その他認可外保育施設（3 ページの施設区分 D）を利用している

(6) 補助対象となる保育料

	基本保育料	延長保育料	特定費用（※）
施設等利用費	○	○	×
保護者補助金	○	×	○

※特定費用（給食費、行事参加費、通園送迎費、日用品など）

(7) 補助額の算定方法

実際に納付した、「補助対象となる保育料」と「(9) 施設類型別の補助金額（5～9 ページ）」とを比較して低い方の金額を交付します。

※「保護者補助金」は、100 円未満は切捨てとします。

(8) 交付の時期

1 期分（4 月分から 7 月分）	9 月下旬（予定）
2 期分（8 月分から 11 月分）	1 月下旬（予定）
3 期分（12 月分から 3 月分）	5 月下旬（予定）

※交付時期は予定のため、変更となる場合があります。

※申請書類に不備があった場合や提出期限までに間に合わなかった場合は、期日までに交付できない可能性があります。

（９）施設類型別の補助金額【いずれも月額】

A 東京都認証保育所・東京都家庭的保育事業（保育ママ）

【令和７年９月以降】

クラス 年齢	課税状況	施設等利用 給付認定	子順位	施設等利用費	保護者補助金	合 計
0～2 歳児	非課税	あり	第 1 子	42,000 円	<u>38,000 円</u>	<u>80,000 円</u>
			第 2 子以降			
		なし	第 1 子		<u>80,000 円</u>	<u>80,000 円</u>
			第 2 子以降			
	課 税		第 1 子		<u>80,000 円</u>	<u>80,000 円</u>
			第 2 子以降			
3～5歳児		あり	第 1 子	37,000 円	<u>40,000 円</u>	<u>77,000 円</u>
			第 2 子以降			
		なし	第 1 子		<u>46,000 円</u>	<u>46,000 円</u>
			第 2 子以降			

【令和７年８月まで】

クラス 年齢	課税状況	施設等利用 給付認定	子順位	施設等利用費	保護者補助金	合 計
0～2 歳児	非課税	あり	第 1 子	42,000 円	25,000 円	67,000 円
			第 2 子以降			
		なし	第 1 子		52,000 円	52,000 円
			第 2 子以降			
	課 税		第 1 子		※ 7,000 円～ 52,000 円	7,000 円～ 52,000 円
			第 2 子以降		52,000 円	52,000 円
3～5歳児		あり	第 1 子	37,000 円	20,000 円	57,000 円
			第 2 子以降			
		なし	第 1 子		20,000 円～ 46,000 円	46,000 円
			第 2 子以降			

※ 具体的な金額は、次ページのとおり。

【令和7年8月まで】

世帯の区分			多子区分			
			第 1 子		第 2 子 以 降	
階 層	市民税等による定義		0～2 歳児クラス	3～5 歳児クラス	0～2 歳児クラス	3～5 歳児クラス
A	生活保護世帯		52,000	46,000	52,000	46,000
B	住民税非課税世帯					
C	住民税均等割のみ課税世帯					
D1	A階層を除き、市民税所得割課税額が0円以外の場合	56,500円未満	47,000	42,000		44,000
D2		56,500円以上 63,500円未満	45,000	41,000		43,000
D3		63,500円以上 71,000円未満	43,000	39,000		42,000
D4		71,000円以上 89,000円未満	41,000	38,000		42,000
D5		89,000円以上 107,500円未満	38,000	36,000		41,000
D6		107,500円以上 127,000円未満	34,000	34,000		40,000
D7		127,000円以上 145,000円未満	30,000	32,000		39,000
D8		145,000円以上 162,500円未満	27,000	30,000		38,000
D9		162,500円以上 180,500円未満	23,000	29,000		37,000
D10		180,500円以上 198,500円未満	19,000	27,000		36,000
D11		198,500円以上 216,500円未満	17,000	26,000		36,000
D12		216,500円以上 234,500円未満	15,000	25,000		35,000
D13		234,500円以上 258,500円未満	14,000	25,000		35,000
D14		258,500円以上 273,500円未満	13,000	24,000		35,000
D15		273,500円以上 289,000円未満	11,000	24,000		35,000
D16		289,000円以上 303,500円未満	10,000	23,000		34,000
D17		303,500円以上 333,500円未満	9,000	22,000		34,000
D18		333,500円以上 363,500円未満	9,000	22,000		34,000
D19		363,500円以上 393,500円未満	8,000	21,000		33,000
D20		393,500円以上 549,500円未満	7,000	21,000		33,000
D21		549,500円以上	7,000	20,000		33,000

＜注意事項＞

- 1.実際に納付した保育料(延長保育料を除く)が補助額を下回っている場合は、当該保育料の額を上限とします。
- 2.「第1子」とは、保護者等に監護される者であって、かつ保護者等と生計を一にする者のうち、最年長者であると市長が認めた者をいう。「第2子以降」とは、保護者等に監護される者であって、かつ保護者等と生計を一にする者のうち、最年長者から順に数えて2人目以降の者であると市長が認めた者をいう。
- 3.補助区分は、児童の父と母のそれぞれの現年度の市民税所得割額を合算した額に基づき決定します。ただし、父母ともに市民税非課税であり、なおかつ同居の祖父母がいる場合は、祖父母のうち税額の高い者の税額で決定します。
- 4.市民税所得割額について、調整控除を除く各種税額控除前の税額から、定額減税額を控除した額を算定の根拠とします。
- 5.保護者が里親の場合は、補助金額が変更になる場合がありますので、里親認定通知書を保育課に提出してください。

B 企業主導型保育事業

【令和7年9月以降】

クラス 年齢	課税状況	教育・保育 給付認定 ※1	子順位	施設等利用費 ※2	保護者補助金	合 計
0～2 歳児	非課税	あり	第1子	(37,100円)		(37,100円)
			第2子以降			
		なし	第1子		40,000円	40,000円
			第2子以降			
	課 税		第1子		40,000円	40,000円
			第2子以降			
3～5歳児	あり		第1子	(25,000円)		(25,000円)
			第2子以降			
	なし		第1子			0円
			第2子以降			

【令和7年8月まで】

クラス 年齢	課税状況	教育・保育 給付認定 ※1	子順位	施設等利用費 ※2	保護者補助金 ※3	合 計
0～2 歳児	非課税	あり	第1子	(37,100円)		(37,100円)
			第2子以降			
		なし	第1子			0円
			第2子以降			
	課 税		第1子		0円	0円
			第2子以降		27,000円	27,000円
3～5歳児	あり		第1子	(25,000円)		(25,000円)
			第2子以降			
	なし		第1子			0円
			第2子以降			

※1 「地域枠」をご利用の場合は、「施設等利用給付認定」ではなく、「教育・保育給付認定」が必要です。認定のために必要な書類などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029009/1029053/1027618.html>

※2 施設等利用費相当額（かつこ内部分）は、国から施設に対して直接支給され、差引分が保護者負担額となります。

※3 0～2歳児の課税世帯の第2子以降は、これまで補助対象としていませんでしたが、令和7年4月～8月分限り、遡って補助金を交付します。



兄弟姉妹区分（令和7年8月補助分まで）

「第1子」：保護者等に監護される児童であって、かつ、保護者等と生計を一にする者のうち、最年長者であると市長が認めた児童

「第2子以降」：保護者等に監護される児童であって、かつ、保護者等と生計を一にする者のうち、最年長者から順に数えて2人目以降の者であると市長が認めた児童

C 院内・事業所内保育施設

D その他認可外保育施設（B、C、Eの施設に該当する場合を除く）

【令和7年9月以降】

クラス 年齢	課税状況	施設等利用 給付認定	子順位	施設等利用費	保護者補助金	合 計
0～2 歳児	非課税	あり	第 1 子	42,000 円	25,000 円	67,000 円
			第 2 子以降			
		なし	第 1 子		40,000 円	40,000 円
			第 2 子以降			
	課 税		第 1 子		40,000 円	40,000 円
			第 2 子以降			
3～5歳児		あり	第 1 子	37,000 円	20,000 円	57,000 円
			第 2 子以降			
		なし	第 1 子			0円
			第 2 子以降			

【令和7年8月まで】

クラス 年齢	課税状況	施設等利用 給付認定	子順位	施設等利用費	保護者補助金	合 計
0～2 歳児	非課税	あり	第1子	42,000 円	25,000 円	67,000 円
			第2子以降			
		なし	第1子			0円
			第2子以降			
	課 税		第1子			0円
			第2子以降			
3～5歳児		あり	第1子	37,000 円	20,000 円	57,000 円
			第2子以降			
		なし	第1子			0円
			第2子以降			

E 居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）、

一時的な保育サービス（一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（「預かり」または「預かり及び送迎」））

【令和7年度】

クラス 年齢	課税状況	施設等利用 給付認定	子順位	施設等利用費	保護者補助金	合 計
0～2 歳児	非課税	あり	第 1 子	42,000 円		42,000 円
			第 2 子以降			
		なし	第 1 子			0 円
			第 2 子以降			
	課 税		第 1 子			0 円
			第 2 子以降			
3～5 歳児	あり	第 1 子	37,000 円	37,000 円		
		第 2 子以降				
	なし	第 1 子		0 円		
		第 2 子以降				



3 施設等利用給付認定について

(1) 施設等利用給付認定とは

○「施設等利用費」を受けるためには、市から「保育の必要性」の認定を受ける必要があり、この認定を「施設等利用給付認定」といいます。

※正式名称は、「子育てのための施設等利用給付認定」です。

○0～2歳児クラスの非課税世帯は「新3号認定」、3～5歳児クラスの世帯を「新2号認定」といいます。

○認定の種別や期間は、お子様のご年齢や住民税の課税状況、保護者の保育の必要性の要件により異なります。「施設等利用費」の補助対象となるのは、当該児童が「保育の必要性」の認定を受けている期間のみです。

(2) 認定申請の手続き

○認定を希望する月の前月15日までに、必要な書類を揃えて市保育課に申請してください。

※認定開始希望日を過ぎて申請がなされた場合は、遡及して認定することはできません。

※認定期間の開始日は、市が申請に対して認定した日または申請日以降初めて施設を利用した日のいずれか早い日付となります。

○詳細は、市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029009/1029119/1029194/1024501.html>

